

希少野生動植物種専門家科学委員会の設置について

1. 背景と目的

- 改正種の保存法（平成 29 年に改正・平成 30 年 6 月施行）において、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種、特定第一種国内希少野生動植物種及び特定第二種国内希少野生動植物種の指定に係る政令の制定又は改廃にあたり、環境大臣は「中央環境審議会」ではなく「野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者」の意見を聴かなければならないとされた。
- これを踏まえ、科学的知見を尊重した国内希少野生動植物の指定を推進するため、専門の学識経験を有する者からなる「希少野生動植物種専門家科学委員会（以下、科学委員会）」を設置する。

平成 29 年度まで	⇒	平成 30 年度以降
中央環境審議会自然環境部会 野生生物小委員会【公開】	科学委員会に 衣替え	「野生生物の種に関し専門の 学識経験を有する者」の意見 を聴く場（科学委員会）【公開】

- 意見聴取要領は別添のとおり。

2. 科学委員会委員（平成 30 年度）

石井 信夫	（東京女子大学教授）	【専門：哺乳類】
石井 実	（大阪府立大学理事）	【専門：昆虫類】
尾崎 清明	（山階鳥類研究所副所長）	【専門：鳥類】
角野 康郎	（神戸大学名誉教授）	【専門：維管束植物】
白山 義久	（海洋研究開発機構特任参事）	【専門：海洋無脊椎動物】
中静 透	（大学共同利用機関法人人間文化研究機構 総合地球環境学研究所特任教授）	【専門：森林生態学】
中村 太士	（北海道大学大学院農学研究院教授）	【専門：河川生態学】
成島 悦雄	（（公社）日本動物園水族館協会専務理事）	【専門：域外保全】
吉田 正人	（筑波大学大学院人間総合科学研究科教授）	【専門：保全生態学】

＜参考 1＞絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（抜粋）

第 4 条第 7 項

環境大臣は、第三項から前項まで（国内種、国際種、特定第一種、特定第二種）の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

＜参考 2＞希少野生動植物種保存基本方針（抜粋）

第二 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

6 希少野生動植物種の選定に係る学識経験者の知見の活用

国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種、特定第一種国内希少野生動植物種及び特定第二種国内希少野生動植物種の選定に当たっては、その種の生態的特性などに関し専門の学識経験を有する者の意見を聴く。また、緊急指定種の指定に当たっても、これら学識経験者から意見を聴くよう努める。

なお、これら学識経験者から、希少野生動植物種の選定に当たって当該種に関する個体数回復の目標や必要な保存施策についての意見があった場合には、当該意見を踏まえた対応について、種の選定と併せて検討する。

種の選定に関する検討経緯等は、対象種の存続に支障を来す場合等を除き、可能な範囲で公開する。